

食品や酒類を輸出
される企業向け！

EPA 活用支援セミナー（食品編）

主催：福岡商工会議所

EPAとは、Economic Partnership Agreementの略で、国や地域間の輸出入にかかる関税の撤廃や削減等を定めた国際協定です。このEPAを活用することで、通常よりも低い税率（特惠税率）を適用しコストを削減できるなどのメリットがあります。その特惠税率適用には「特定原産地証明書」の取得が必要です。

今回のセミナーではEPAの概要と、食品を中心に第一種特定原産地証明書取得のための手続き方法について分かりやすく説明します。ビジネス拡大の一助として、この機会にぜひご参加ください。

日時	平成28年8月23日（火）14:00～17:00 ※13:30より受付開始
会場	福岡商工会議所 5階501会議室

- 内容
1. EPAの概要、食品に関する原産地規則、原産地判定を得るために必要な手続や資料について
 2. 食品に関する第一種特定原産地証明書の発給申請手続きについて
 3. 質疑応答 ※ご希望の方は、セミナー終了後個別に相談を承ります（事前予約制）

講師 日本商工会議所 国際部 佐藤 紀子 氏

対象 食品・酒類メーカー、ならびに食品・酒類を海外に輸出している方、輸出予定の方

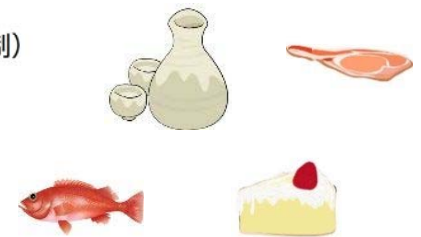
定員 50名（定員になり次第締め切ります）

受講料 無料

申込方法 下記に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。

1 社から複数名お申込頂けます。2名を超える場合は、事前にご連絡ください。

※受講料は発行しません。当日は本申込書または名刺をお持ちください。



EPA発効国及び地域：シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル、アセアン（インドネシア除く）

EPA（経済連携）活用セミナー 申込書（FAX：092-411-1600）

企業・団体名			
住所			
氏名			
ご連絡先	TEL:	FAX:	E-mail:
業態	（例）食品メーカー、商社、通関業 等		
取扱品目及び取引相手国	（例）冷凍アジ（フィリピン）、牛肉（アセアン）、酒類（スイス）、ケーキ（タイ）、即席めん（タイ） 等		

☆該当する項目にチェックマークをお付けください ※複数回答可

① EPAは利用されていますか 利用している 利用予定である 未定

② 個別相談について 希望する 希望しない

（ご相談内容： _____
_____）

③ EPAについてお知りになりたいことがありましたらご記入ください

（ _____
_____）

問合せ先 会員サービス本部 会員組織・共済グループ 原産地証明担当 TEL 092-441-1230

※ご記入頂いた情報は、各種連絡・情報提供のために利用させていただくほか、参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。